

<ご意見等への回答>

No.	ページ	ご意見等の内容	市の考え方
1		悪臭物質の規制区域内での運搬時の悪臭について、規制を行えるのですか？	悪臭防止法は、規制区域内にある工場・事業場の敷地境界線上等における悪臭について規制を行うものであることから、規制区域内であっても、工場・事業場の敷地外における運搬時の悪臭については規制を行うことができません。
2	6 別紙 1	恵庭市悪臭規制地域区域区分図で恵庭市下水処理場・ごみ焼却場の区域がA区域から外れているが、恵庭市の今までの行政の流れで近い将来、上記施設も民営化すると思われるので、そのためにA区域に入れておくべきだと思います。	下水終末処理場や焼却施設は、建設時から供用開始後も継続して地域住民の方たちとの話し合いの場を設け、意見を伺いながら慎重に事業を進めているところです。このことから、特例的に当該施設の設置区域を悪臭防止法の規制区域とする必要はないと考えています。
3	4	臭気測定の実施判断ですが、苦情の件数等、数値で判断した方が良いのではないだろうか？	臭気測定の実施については、苦情の件数も重要な判断材料ではありますが、その他、現場確認や経過等についても重要な判断材料であると考えていますので、これらを総合的に勘案して実施の判断を行っています。
4		恵庭市内の悪臭は、夜間に多く感じられますが、夜間でもこの測定を行えるのですか？	悪臭防止法では、『工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭』を対象としていることから、日中・夜間という区分でなく、工場・事業場の稼働時間内に測定を実施する必要があると考えています。
5		今回、このパブリックコメント募集が発表されてから、私は1度も悪臭を感じていません。どうしてでしょうか？	このパブリックコメントは、広報やホームページ等により広く周知していることから、悪臭の対策に対する関心が高まった可能性があります。パブリックコメントの募集を開始した令和2年7月に市へ寄せられた悪臭の苦情は1件であり、昨年8月以降では最も少ない件数となっていることから、ご意見に近い内容となっています。